

いばらき業務改善奨励金 交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業事業者を支援するため、予算の範囲内において、いばらき業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）を交付するものとし、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるものとする。

（県奨励金の種類）

第2条 この要綱において交付する県奨励金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 上乘せコース
- （2） 拡大コース

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 「中小企業事業者」とは、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金。以下「国助成金」という。）交付要綱第2条に該当する事業者をいう。
- （2） 「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第4条第3項、第4項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を適用する。
- （3） 「生産性向上」とは、設備投資やコンサルティング導入など（以下「設備投資等」という。）により、事業場の生産性を向上させることをいう。
- （4） 「働き方改革の促進」とは、設備投資等により、事業場の働き方改革を促進させることをいう。
- （5） 「事業場内最低賃金」とは、事業場で最も低い時間当たりの賃金をいう。この場合において、最賃法第7条の最低賃金の減額特例の許可を受けた者については、対象から除くことができる。

（補助対象事業者）

第4条 県奨励金の交付の対象となる事業者は、別表1に掲げるとおりとする。

（補助対象経費、補助率、補助上限額等）

第5条 補助対象経費、経費区分、補助率及び補助上限額は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 県奨励金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか低い額とする。なお、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 1 補助対象事業者当たりの補助上限額は、同一年度において1,000万円とする。ただし、交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬を除く。

(交付の申請)

第6条 県奨励金の交付を受けようとする事業者は、令和9年1月29日までに、次の各号に掲げる申請書を事業場ごとに作成し、誓約・同意書（様式第3号）及び必要な書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

(1) 上乘せコース

いばらき業務改善奨励金（上乘せコース）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

(2) 拡大コース

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）交付申請書（様式第2号）

2 上乘せコース（令和8年9月1日以降国助成金申請分）の交付申請をする事業者は、同一事業場について拡大コースの交付を申請することはできない。

(交付の決定等)

第7条 知事は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付を決定し、次の各号に掲げる通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 上乘せコース

いばらき業務改善奨励金（上乘せコース）交付決定及び額確定通知書（様式第4号）

(2) 拡大コース

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）交付決定通知書（様式第5号）

2 前項における審査の結果、不適正であると認めるものについては、いばらき業務改善奨励金不交付決定通知書（様式第6号）により、不交付と認めた理由を付して、申請者に通知するものとする。

3 知事は、県奨励金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、県奨励金の交付に当たり条件を付することができる。

4 知事は、第1項の規定に基づき交付を決定したときは、申請者に対しすみやかに県奨励金を交付する。

(交付の条件)

第8条 拡大コースの県奨励金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添付して知事に提出すること。ただし、交付決定を受けた県奨励金の額の増額を伴わない変更で、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更

イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を知事に提出すること。

(3) 知事は前2号の申請を認める場合は、いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった

場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第9条 第6条の規定に基づき申請を行った事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、第7条の規定に基づく通知を受領した日から10日以内にいばらき業務改善奨励金取下げ申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、第7条第1項の規定に基づき交付を決定した事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿、設備等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、第7条第1項の規定に基づき交付を決定した事業者から、第8条2号の規定に基づき補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段(詐欺、脅迫、贈賄等刑法(明治40年法律第45号)各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請書等に虚偽の記載を行い、又は偽りの証明を行うことをいう。)により、県奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 県奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき。
- (3) 補助対象事業者が県奨励金を本事業以外の用途に使用した場合
- (4) 補助対象事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(返還)

第12条 知事は、前条の規定に基づき県奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に県奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(実績報告)

第13条 拡大コースを実施する事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い日までに、いばらき業務改善奨励金(拡大コース)実績報告書(様式第10号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている消費税等仕入控除税額が交付決定額に係る消費税等仕入控除税額を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

(額の確定)

第14条 知事は、拡大コースについて補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受け

たときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が県奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、県奨励金の額を確定し、いばらき業務改善奨励金額確定通知書（様式第11号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う県奨励金の返還）

第15条 拡大コースを実施する事業者は、補助事業完了後、申告により、県奨励金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第12号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（状況報告）

第16条 拡大コースを実施した補助対象事業者は、第13条第1項の実績報告書の提出日の前日又は別表1の補助対象事業者欄（16）に定める賃金額を引き上げてから6か月を経過した日のいずれか遅い日から起算して1か月以内に、状況報告書（様式第13号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第17条 県奨励金の交付を受けた事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、県奨励金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、県奨励金の交付を受けた事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 取得財産等のうち、規則第20条第1項第1号から第3号までの規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産とし、取得財産等管理台帳（様式第14号）を作成して管理しなければならない。

2 規則第20条第1項ただし書に規定する財産処分の制限をする期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）施行令第14条第1項第2号の規定により総務大臣が定める期間とする。

3 県奨励金の交付を受けた事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第15号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認に当たって、必要な条件を付することができる。

5 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

(帳簿の備付等)

第19条 県奨励金の交付を受けた事業者は、補助事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか県奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表 1 補助対象事業者、補助対象経費、経費区分、補助率及び補助上限額

種類	上乗せコース	拡大コース
補助対象事業者	(1)～(14)を全て満たす者	(1)～(11)及び(15)～(19)を全て満たす者
	(1) 茨城県内に事業場を設置する中小企業事業者であること。 (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。 (3) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去 3 年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとするこ と。）をした事業者でないこと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。 (5) 国、県又は市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。 (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。 (7) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。 (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。 (9) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。 (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。 (11) 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等、県奨励金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。	
	(12) 国助成金について、令和 6 年 1 月 1 日以降に茨城労働局からの交付決定通知を受け、令和 9 年 1 月 29 日までに支給決定通知を受けている事業者であること。 (13) 茨城県内にある事業場における労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を別表 2 のとおりに引き上げた事業者であること。 (14) 国助成金の支給決定通知書及び当該事業場における事業場内最低賃金を (13) のとおり引き上げたことを明らかにする書	(15) 賃金引上げ前の事業場内最低賃金が 1,136 円以上、1,500 円未満であること。 (16) 事業場における雇入れ後 6 か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 29 日までに別表 5 の最低賃金引上げ額を満たすように引き上げるとともに、就業規則その他これに準ずるものにより当該引き上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定め、生産性向上と労働能率の増進（以下「生産性向上等」という。）に資する設備投資等又は働き方改革の促進に

	類を適切に整備し、保管している事業者であること。	資する設備投資等を行う事業者であること。 (17) 働き方改革の促進に資する設備投資等を行う事業者は、次に掲げる県の認定のいずれかを受けている事業者であること。 ア 茨城県働き方改革優良（推進）企業 イ 茨城県障害者雇用優良企業 ウ 茨城県外国人受入優良（先進）企業 (18) 当該事業場における事業場内最低賃金を(16)のとおり引き上げたことを明らかにする書類を適切に整備し、保管している事業者であること。 (19) 申請日の前日又は賃金引上げ日の早い方の日から起算して6ヶ月前の日から申請日までの間に、次に掲げる全てに該当しないこと。 ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合 イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合 ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引き下げた場合
補助対象経費	①国助成金の対象経費実支出額 ※国助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の記載に基づくものとする。	①令和8年4月1日以降に発注した次に掲げる経費 ア 生産性向上等に資する設備投資等 イ 働き方改革の促進に資する設備投資等

	②県奨励金及び国助成金の交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬(令和8年4月1日以降に依頼し、かつ令和8年9月1日以降に業務改善助成金の申請をしたもの)	②県奨励金の交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬(令和8年4月1日以降に依頼したものに限る。)
	※②のみを対象として交付は行わない	
経費区分	①生産性向上等に資する設備投資等及び働き方改革の促進に資する設備投資等 謝金、旅費、借損料、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、経営コンサルティング経費、委託費 ②交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬	
補助率	①生産性向上等に資する設備投資等 別表3に掲げるとおり ②交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬 1/2	①生産性向上等に資する設備投資等及び働き方改革の促進に資する設備投資等 7/8 ②交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬 1/2
補助上限額	①生産性向上等に資する設備投資等 ア 令和8年9月1日以降国助成金申請分 別表4-1に掲げるとおり イ 令和7年10月11日以前国助成金申請分(事業場規模30人以上) 別表4-2に掲げるとおり エ 令和7年10月11日以前国助成金申請分(事業場規模30人未満) 別表4-3に掲げるとおり ②交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬 100,000円	①生産性向上等に資する設備投資等と働き方改革の促進に資する設備投資等の合計 別表5に掲げるとおり ②交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬 100,000円
	※同一年度に同一補助対象事業者が複数の事業場において申請する場合は、1補助対象事業者当たり上乗せコース及び拡大コースを合計して10,000,000円を上限とする。ただし、交付申請手続に係る社会保険労務士への報酬を除く。 ※上乗せコースの①アを申請する事業場において、拡大コースは申請できない。	

別表２ 上乗せコース引上げ後の事業場内最低賃金額

期間	引上げ後の事業場内最低賃金
令和６年１月１日から令和６年９月３０日まで (事業場規模５０人未満の場合は、令和５年４月１日から令和６年９月３０日)	９９０円以上
令和６年１０月１日から令和７年１０月１１日まで	１,０４０円以上
令和８年９月１日以降	１,１３６円以上

別表３ 上乗せコース補助対象経費及び補助率

対象経費	県補助率		
国助成金の対象経費支出済額 (※)	国助成金の助成率(※) が 3/4 の場合	国助成金の助成率(※) が 4/5 の場合	国助成金の助成率(※) が 9/10 の場合
	1/8	1/10	1/20

(※) 国助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の記載に基づくものとする。

別表４－１ 上乗せコース補助上限額（令和８年９月１日以降国助成金申請分）

（単位：円）

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国助成金の助成上限額		県補助上限額	
		事業場規模が 30 人以上	事業場規模が 30 人未満	事業場規模が 30 人以上	事業場規模が 30 人未満
50 円 以上	1 人	300,000	400,000	50,000	67,000
	2～3 人	400,000	700,000	67,000	117,000
	4～5 人	700,000	同左	117,000	同左
	6～7 人	900,000	同左	150,000	同左
	8 人以上	1,100,000	同左	183,000	同左
	10 人以上	1,300,000	同左	217,000	同左
70 円 以上	1 人	400,000	500,000	67,000	83,000
	2～3 人	500,000	1,000,000	83,000	167,000
	4～5 人	1,300,000	同左	217,000	同左
	6～7 人	1,800,000	同左	300,000	同左
	8 人以上	2,300,000	同左	383,000	同左
	10 人以上	3,000,000	同左	500,000	同左
90 円 以上	1 人	900,000	1,000,000	150,000	167,000
	2～3 人	1,500,000	2,400,000	250,000	400,000
	4～5 人	2,700,000	同左	450,000	同左
	6～7 人	3,600,000	同左	600,000	同左
	8 人以上	4,500,000	同左	750,000	同左
	10 人以上	6,000,000	同左	1,000,000	同左

別表 4-2

上乗せコース補助上限額（令和 7 年 10 月 11 日以前国助成金申請分（30 人以上の事業場））

（単位：円）

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国助成金の 助成上限額	県補助上限額		
			国助成金の助成率 が 3/4 の場合	国助成金の助成率 が 4/5 の場合	国助成金の助成率 が 9/10 の場合
30 円 以上	1 人	300,000	50,000	38,000	17,000
	2～3 人	500,000	83,000	63,000	28,000
	4～6 人	700,000	117,000	88,000	39,000
	7 人以上	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	10 人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
45 円 以上	1 人	450,000	75,000	56,000	25,000
	2～3 人	700,000	117,000	88,000	39,000
	4～6 人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7 人以上	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	10 人以上	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60 円 以上	1 人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6 人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	7 人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10 人以上	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90 円 以上	1 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	2～3 人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	4～6 人	2,700,000	450,000	338,000	150,000
	7 人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10 人以上	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000

別表 4-3

上乗せコース補助上限額（令和 7 年 10 月 11 日以前国助成金申請分（30 人未満の事業場））

（単位：円）

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国助成金の 助成上限額	県補助上限額		
			国助成金の助成率 が 3/4 の場合	国助成金の助成率 が 4/5 の場合	国助成金の助成率 が 9/10 の場合
30 円 以上	1 人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6 人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7 人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
	10 人以上	1,300,000	217,000	163,000	72,000
45 円 以上	1 人	800,000	133,000	100,000	44,000
	2～3 人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	4～6 人	1,400,000	233,000	175,000	78,000
	7 人以上	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	10 人以上	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60 円 以上	1 人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	2～3 人	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	4～6 人	1,900,000	317,000	238,000	106,000
	7 人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10 人以上	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90 円 以上	1 人	1,700,000	283,000	213,000	94,000
	2～3 人	2,400,000	400,000	300,000	133,000
	4～6 人	2,900,000	483,000	363,000	161,000
	7 人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10 人以上	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000

別表 5 拡大コース補助率及び補助上限額

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	補助率	引き上げる 労働者数	補助上限額（円）	
			事業場規模が 30 人以上	事業場規模が 30 人未満
50 円以上	7/8	1 人	350, 000	467, 000
		2～3 人	467, 000	817, 000
		4～5 人	817, 000	同左
		6～7 人	1, 050, 000	同左
		8～9 人	1, 283, 000	同左
		10 人以上	1, 517, 000	同左
70 円以上		1 人	467, 000	583, 000
		2～3 人	583, 000	1, 167, 000
		4～5 人	1, 517, 000	同左
		6～7 人	2, 100, 000	同左
		8～9 人	2, 683, 000	同左
		10 人以上	3, 500, 000	同左
90 円以上		1 人	1, 050, 000	1, 167, 000
		2～3 人	1, 750, 000	2, 800, 000
		4～5 人	3, 150, 000	同左
		6～7 人	4, 200, 000	同左
		8～9 人	5, 250, 000	同左
		10 人以上	7, 000, 000	同左

様式第1号（第6条第1号関係）

いばらき業務改善奨励金（上乗せコース）交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号	
住所	
事業場名	
代表者職氏名	
電話番号	

（代理人の場合）

代理人郵便番号	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人が法人の場合、代表者職氏名	

厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）の額の確定通知がありましたので、茨城県補助金等交付規則第4条及びいばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えていばらき業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）の交付申請及び実績報告をいたします。

記

1 県奨励金交付申請及び実績報告額 金 _____ 円 （ D + G ）

2 県奨励金交付申請額の内訳

（1）（2）以外の申請額

国助成金における 対象経費支出済額 A	対象経費に 県補助率を乗じた額 （要綱別表3） $B = A \times \text{県補助率}$	県奨励金上限額 （要綱別表4） C	BとCを比較して 少ない方の額 （千円未満切り捨て） D
円	円	円	円

・国助成金コース区分 ※いずれかに○をしてください。

30円・45円・50円・60円・70円・90円 コース

・引上げ労働者数 _____ 人

・賃金引上げ年月日 令和 年 月 日

(2) 申請手続に係る社会保険労務士への報酬に係る申請額

社会保険労務士への 報酬の実支出額	実支出額に 県補助率を乗じた額	F と 10 万円を比較して 少ない方の額 (千円未満切り捨て)
E	$F = A \times 1 / 2$	G
円	円	円

3 添付書類確認表（提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください）

提出書類	確認欄
① 誓約・同意書（様式第3号）	
② 国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）	
③ 国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）	
④ 国助成金実績報告書に係る添付書類一式の写し	
⑤ 社会保険労務士への報酬金額・依頼日が確認できる書類（（2）を申請する場合）	
⑥ その他知事が必要と認める書類	

※添付漏れがある場合は受け付けません。

※令和8年9月1日以降国助成金申請分については、④のうち賃金台帳、就業規則の添付は不要です。

4 振込先口座 ※口座名義は申請者と同一の名義であること。

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	
口座番号		※左づめでご記入ください。
口座名義（カタカナ）		

担 当	部 署 名	
	職 ・ 氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）交付申請書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号	
住所	
事業場名	
代表者職氏名	
電話番号	

（代理人の場合）

代理人郵便番号	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人が法人の場合、代表者職氏名	

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）の交付を受けたいので、茨城県補助金等交付規則第4条、いばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 県奨励金交付申請額 金 _____ 円 （ F + I ）

2 県奨励金交付申請額の内訳

（1）（2）以外の申請額

生産性向上等に 資する設備投資 等に係る経費	働き方改革の促 進に資する設備 投資等に係る 経費	総事業費	総事業費（C） に補助率を 乗じた額	県奨励金上限額 （要綱別表5）	DとEを比較して 少ない方の額 （千円未満切り捨て）
A	B	C = A + B	D = C × 7 / 8	E	F
円			円	円	円

- ・コース区分 ※いずれかに○をしてください。
50円・70円・90円 コース
- ・引上げ（予定）労働者数 _____ 人
- ・賃金引上げ（予定）年月日 令和 年 月 日

(2) 申請手続に係る社会保険労務士への報酬に係る申請額

社会保険労務士への 報酬の実支出額	実支出額に 県補助率を乗じた額	Hと10万円を比較して 少ない方の額 (千円未満切り捨て)
G	$H = G \times 1/2$	I
円	円	円

3 添付書類確認表（提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください）

提出書類	確認欄
① 事業計画書（様式第2号 別紙）	
② 補助対象経費に係る見積書の写し又は支出が確認できる書類	
③ 貸金台帳の写し（貸金引上げ前3か月分）	
④ 履歴事項全部証明書（発行から6か月以内のもの）※法人の場合	
⑤ 直近の確定申告書（第一表、第二表）及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（収受印があるもの、又は電子申告の受信通知の写し） 開業したばかりで確定申告の実績がない場合は開業届の写し ※個人事業主の場合	
⑥ 誓約・同意書（様式第3号）	
⑦ 社会保険労務士への依頼日、報酬金額が確認できる書類（（2）を申請する場合）	
⑧ 認定証の写し又は申請中である場合は認定申請書の写し（茨城県働き方改革優良（推進）企業、茨城県障害者雇用優良企業、茨城県外国人受入優良（先進）企業に該当する場合） ※働き方改革の促進に資する設備投資等を行う場合のみ添付	
⑨ その他知事が必要と認める書類	

※添付漏れがある場合は受け付けません。

4 振込先口座 ※口座名義は申請者と同一の名義であること。

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	
口座番号	※左づめでご記入ください。	
口座名義（カタカナ）		

担 当	部 署 名	
	職 ・ 氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業計画書

1 申請企業の規模等		①資本金 又は 出資の総額		円	②企業全体で常時 使用する労働者の 数（※1）		人
		③本店 所在地					
2 業務改善 等を行う事 業場	①事業場の 名称						
	②所在地		〒				
	③電話番号					④常時使用する労働者の 数	人
	⑤事業内容						
		産業 分類	大 分 類		中 分 類		
3 補助事業の概要							
(1) 賃金引上計画 [50 円コース、70 円コース、90 円コース] ※いずれかに○をすること。							
ア 事業場内最低賃金引上 げ計画（実績） （※2）		①引上げ前の事業場内最低賃金					
		②賃金計算期間・支払日					
※④引上げ労働者の内訳が 多い場合は、適宜行を追加 するか、別紙（様式任意） に記載すること。		③引上げ年月日 令和 年 月 日					
		④引上げ労働者数 人					
		【内訳】					
		氏 名	(A) 引上げ前賃金	(B) 引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)		
イ 事業場内最低賃金規定 を定めた就業規則等		第○条 □□□・・・。					
※変更前の場合は、変更案 を記載すること。 ※就業規則の変更が完了し ている場合は就業規則の写 しを提出すること。 ※就業規則に規定していな い場合は、事業場内最低賃 金が確認できる書類を添付 すること（全労働者の賃金 額一覧など）							

(2) 事業実施計画（結果）		
必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用見込（実績）額
※生産性向上、労働者の労働能率の増進、働き方改革の促進に効果があることを具体的に記入してください。 （記載内容例） (1) 現状の作業方法（問題点）、所要時間等 (2) 設備投資など業務改善計画の内容 (3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果		
事業費見込（実績）額合計	（交付申請書のA欄） 円	（交付申請書のG欄） 円
(3) 事業完了（予定）期日（※3）		令和 年 月 日
4 申請日の前日又は賃金引上げ日の早い方の日から起算して6か月前の日から申請日までの解雇等の状況（※4）		
5 補助事業に係る他の補助金の受給、申請の有無		有 ・ 無
	有の場合、補助金の名称及び所管部署	補助金名： 所管部署：
6 消費税の取扱い	☐ 一般課税事業者 ☐ 簡易課税事業者 ☐ 免税事業者	
7 企業の認定状況（申請中を含む） いずれかに○をすること。 ※働き方改革の促進に資する設備投資等を行う場合のみ	☐ 茨城県働き方改革優良（推進）企業 ☐ 茨城県障害者雇用優良企業 ☐ 茨城県外国人受入優良（先進）企業	

- ※1 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員（日雇い、2か月以内の雇用、4か月以内の季節的業務の雇用）及び試用期間中の従業員は含みません。
- ※2 賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は、令和8年4月1日以降であれば実施時期を問わない。ただし、引き上げた賃金は、原則として事業実績報告書の提出日までに支払う必要がある。
- ※3 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日
- ※4 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引下げを行った場合

様式第3号（第6条関係）

誓約・同意書

私は、いばらき業務改善奨励金の申請に当たり下記の事項について誓約・同意します。

なお、茨城県（以下「県」という。）が必要な場合には、茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 交付要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
- 2 県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 申請日時点において、県税に未納はありません。
- 4 私又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 上記4の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

茨城県知事 殿

〔法人、団体にあつては事業場所在地〕

住 所

（ふりがな）

商号又は名称

（ふりがな）

代表者氏名

代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

様式第4号（第7条関係）

労政第 号
令和 年 月 日

申請事業者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき業務改善奨励金（上乘せコース）交付決定及び額確定通知書

令和 年 月 日付け申請のあったいばらき業務改善奨励金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）第5条及びいばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により下記のとおり交付額を決定及び確定しましたので、規則第7条及び第14条の規定により通知します。

記

- 1 奨励金の額は、_____円とする。
- 2 奨励金の交付の対象となる経費は、要綱第5条に定める経費であり、その内容は令和 年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- 3 奨励金の交付を受けた事業者は、規則及び要綱に従わなければならない。

様式第 5 号（第 7 条関係）

労政第 号
令和 年 月 日

申請事業者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあったいばらき業務改善奨励金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）第 5 条及びいばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条の規定により下記のとおり交付額を決定しましたので、規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 奨励金の額は、_____円とする。
- 2 奨励金の交付の対象となる経費は、要綱第 5 条に定める経費であり、その内容は令和 年 月 日付け申請書記載のとおりとする。
- 3 奨励金の交付を受けた事業者は、規則及び要綱に従わなければならない。

労政第 号
令和 年 月 日

申請事業者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき業務改善奨励金不交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあったいばらき業務改善奨励金については、いばらき業務改善奨励金交付要綱第 7 条の規定により、下記理由のとおり不交付と決定しましたので通知します。

【不交付の理由】

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所 （事業場の所在地）
事業場（名称及び代表者名）

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を変更（中止・廃止）したいので、いばらき業務改善奨励金交付要綱第8条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

3 添付書類

① 事業計画書（変更）、変更の内容がわかる任意の様式等 ※変更承認申請の場合

② その他参考となる資料

様式第 8 号（第 8 条関係）

労政第 号
令和 年 月 日

申請事業者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで交付決定したいばらき業務改善奨励金については、令和 年
月 日付けの申請に基づき、事業の変更（中止・廃止）を承認することと決定したので通知し
ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所 （事業場の所在地）
事業場（名称及び代表者名）

いばらき業務改善奨励金取下げ申請書

令和 年 月 日付け労政第 号で交付決定のあった標記奨励金に係る申請を下記の理由により取り下げたいので、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第 8 条及びいばらき業務改善奨励金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

【取下げ理由】

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）実績報告書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号	
住所	
事業場名	
代表者職氏名	
電話番号	

（代理人の場合）

代理人郵便番号	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人が法人の場合、代表者職氏名	

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったいばらき業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）について、いばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて実績報告をいたします。

記

1 県奨励金実績報告額 金 円 （ F + I ）

2 県奨励金実績報告額の内訳

（1）（2）以外の報告額

生産性向上等に 資する設備投資 等に係る経費	働き方改革の促 進に資する設備 投資等に係る 経費	総事業費	総事業費（C） に補助率を 乗じた額	県奨励金上限額 （要綱別表 5）	D と E を比較して 少ない方の額 （千円未満切り捨て）
A	B	C = A + B	D = C × 7 / 8	E	F
円			円	円	円

・コース区分 ※いずれかに○をしてください。

50 円・70 円・90 円 コース

・引上げ労働者数 人

・賃金引上げ年月日 令和 年 月 日

(2) 申請手続に係る社会保険労務士への報酬に係る報告額

社会保険労務士への 報酬の実支出額	実支出額に 県補助率を乗じた額	F と 10 万円を比較して 少ない方の額 (千円未満切り捨て)
E	$F = A \times 1/2$	G
円	円	円

3 添付書類確認表（提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください）

提出書類	確認欄
① 事業完了報告書（様式第 10 号 別紙）	
② 経費の支出に関する書類（納品書・領収書等の写し及び写真）	
③ 賃金引上げ対象労働者の賃金台帳の写し（引上げ前 3 か月及び引上げ月） ※交付申請時に提出していない場合	
④ 賃金引上げ後の事業場内最低賃金を規定した就業規則（労働基準監督署の受付印のあるもの）等の写し ※交付申請時に提出していない場合 ※就業規則に規定していない場合は、事業場内最低賃金を確認できる書類を添付すること（全労働者の賃金額一覧など）	
⑤ 社会保険労務士への依頼日、報酬の支払いが確認できる書類（請求書又は領収書等の写し）	
⑥ 認定証の写し（茨城県働き方改革優良（推進）企業、茨城県障害者雇用優良企業、茨城県外国人受入優良（先進）企業に該当する場合） ※交付申請時に提出していない場合 ※働き方改革の促進に資する設備投資等を行う場合のみ添付	
⑦ 振込先口座の写し	
⑧ その他知事が必要と認める書類	

※添付漏れがある場合は受け付けません。

4 振込先口座 ※口座名義は申請者と同一の名義であること。

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	
口座番号	※左づめでご記入ください。	
口座名義（カタカナ）		

担 当	部 署 名	
	職 ・ 氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）事業完了報告書

1 申請企業の規模等		①資本金 又は 出資の総額		円	②企業全体で常時 使用する労働者の 数（※1）		人
		③本店 所在地					
2 業務改善 等を行う事 業場	①事業場の 名称						
	②所在地		〒				
	③電話番号					④常時使用する労働者の 数	人
	⑤事業内容						
		産業 分類	大 分 類		中 分 類		
3 補助事業の概要							
(1) 賃金引上実績 [50 円コース、70 円コース、90 円コース] ※いずれかに○をすること。							
ア 事業場内最低賃金引上 げ実績 (※2)		①引上げ前の事業場内最低賃金					
		②賃金計算期間・支払日					
※④引上げ労働者の内訳が 多い場合は、適宜行を追加 するか、別紙（様式任意） に記載すること。		③引上げ年月日 令和 年 月 日					
		④引上げ労働者数 人					
		【内訳】					
		氏 名	(A) 引上げ前賃金	(B) 引上げ後賃金	引上げ額 (B-A)		
イ 事業場内最低賃金規定 を定めた就業規則等		第○条 □□□・・・。					
※変更後の就業規則の写し を提出すること。 ※就業規則に規定していな い場合は、事業場内最低賃 金が確認できる書類を添付 すること（全労働者の賃金 額一覧など）							

(2) 事業実施結果		
必要性、内容及び実施方法	実施時期	費用実績額
※生産性向上、労働者の労働能率の増進、働き方改革の促進に効果があることを具体的に記入してください。 (記載内容例) (1) 現状の作業方法(問題点)、所要時間等 (2) 設備投資など業務改善計画の内容 (3) 計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果		
事業費実績額合計	(実績報告書のA欄) 円	(実績報告書のE欄) 円
(3) 事業完了期日(※3)		令和 年 月 日
4 申請日の前日又は賃金引上げ日の早い方の日から起算して6か月前の日から申請日までの解雇等の状況(※4)		
5 補助事業に係る他の補助金の受給、申請の有無		有 ・ 無
有の場合、補助金の名称及び所管部署	補助金名： 所管部署：	
6 消費税の取扱い	☐ 一般課税事業者 ☐ 簡易課税事業者 ☐ 免税事業者	
7 企業の認定状況 いづれかに○をすること。 ※働き方改革の促進に資する設備投資等を行う場合のみ	☐ 茨城県働き方改革優良(推進)企業 ☐ 茨城県障害者雇用優良企業 ☐ 茨城県外国人受入優良(先進)企業	

※1 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員(日雇い、2か月以内の雇用、4か月以内の季節的業務の雇用)及び試用期間中の従業員は含みません。

※2 賃金引上げ(就業規則等の改正及び適用)は、令和8年4月1日以降であれば実施時期を問わない。ただし、引き上げた賃金は、原則として事業実績報告書の提出日までに支払う必要がある。

※3 事業完了期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日、③賃金引上げ日のいずれか遅い日

※4 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください。)のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引下げを行った場合

労政第 号
令和 年 月 日

申請事業者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき業務改善奨励金額確定通知書

令和 年 月 日付け申請のあったいばらき業務改善奨励金については、いばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定により下記のとおり交付額を確定しましたので、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）第14条の規定により通知します。

記

- 1 奨励金の額は、_____円とする。
- 2 奨励金の対象となる経費は、要綱第5条に定める経費であり、その内容は令和 年 月 日付け申請書記載のとおりである。
- 3 奨励金の交付を受けた事業者は、規則及び要綱に従わなければならない。

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所 （事業場の所在地）
事業場（名称及び代表者名）

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったいばらき業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）（拡大コース）に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、いばらき業務改善奨励金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 県奨励金の確定額（確定通知書により通知した金額） 金 円（A）

2 確定額に係る補助対象経費の額 金 円（B）

3 実績報告控除税額 金 円（C）

4 確定した控除税額 金 円（D）

5 県奨励金返還相当額 金 円

※ $(D) - (C) > 0$ の場合、 $((D) - (C)) \times (A) / (B)$

注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所 （事業場の所在地）
事業場（名称及び代表者名）

いばらき業務改善奨励金（拡大コース）状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったいばらき業務改善奨励金（拡大コース）に係る事業場の賃金の状況について、いばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 16 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 対象期間について
 要綱別表 1 の補助対象事業者欄（16）に定める賃金額を引き上げてから令和 年 月 日まで
- 2 対象期間における解雇等※の有無について
 （該当あり・該当なし）（注）いずれかに○を記入
- 3 本奨励金申請に係る賃金引上げを行った労働者の賃金の状況について
- 4 添付書類
 2 及び 3 に該当する労働者の対象期間中の賃金台帳の写し

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額の引下げを行った場合③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更による、月当たりの賃金額の引下げを行った場合

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得日	処分制限期間 (年)	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- 1 記載の対象とする取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜）以上の機械器具、備品及びその他重要な財産としてください。
- 2 処分制限期間(年)は、総務省所管補助金等交付規則に基づき記載してください。
- 3 区分は、「機械及び装置」、「工具」、「器具及び備品」、「車両及び運搬具」、「その他」のいずれかを記載してください。
- 4 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 5 取得日は、検収年月日を記載してください。
- 6 担保権を設定した財産は備考に明記してください。

茨城県知事 殿

住所 （事業場の所在地）
事業場（名称及び代表者名）

いばらき業務改善奨励金財産処分承認申請書

いばらき業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）により取得し、又は効用の増加した財産について、いばらき業務改善奨励金交付要綱第 18 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 処分する財産の名称
- 2 設置場所の事業所の名称及び所在地
- 3 総事業費（補助事業に要する額）
- 4 補助対象経費
- 5 県奨励金の確定額
- 6 処分内容（処分の種類、処分先）
- 7 処分する理由
- 8 処分予定日